

三六災害 50 年実行委員会

設立趣意書（案）

昭和 36 年 6 月、伊那谷を襲った集中豪雨は、伊那谷の各所で堤防の決壊、土石流、がけ崩れ等を引き起こし、日本の災害史上に残る大惨事となりました。あの大惨事から年月が流れ、来年 6 月で 50 年を迎えます。

伊那谷では、この 50 年間、河川の改修、砂防・地すべり対策、治山対策、交通網の整備及び防災情報施設の整備がなされ、めざましく発展し、大変住みやすい地域となりました。

しかし、一方で、災害に対する危機意識が年々薄れつつあるのも事実です。また、近年では、異常気象等に起因するゲリラ豪雨とよばれる局地的な大雨が、日本の各所で観測されており、地形が急峻で地質が脆弱な伊那谷においても、そのような大雨に見舞われ、大洪水や大規模な土砂災害が起こる危険性は依然として大きいと言えます。

この 50 年の節目を契機として、忘れかけた記憶を思い起こし、災害の実態を再認識すると共に、教訓として後世に継承し、地域とともに水害・土砂災害に備えた地域づくりを目指し、伊那谷の未来を考える取組を行う必要があります。

このため、関係機関が情報を共有し、積極的に啓発活動を実施するための「三六災害 50 年実行委員会」を設置するものです。

三六災害 50 年実行委員会 規約

(名称)

第 1 条

本会は「三六災害 50 年実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条

伊那谷三六災害から来年 6 月で 50 年の節目を迎える。災害を風化させず、教訓として継承し、さらに地域とともに水害・土砂災害に備えた地域づくりを目指すため、関係機関が情報を共有し、積極的に啓発活動を行うものである。

(実行委員会)

第 3 条

実行委員会は名簿 1 のとおり構成する。なお、実行委員会は協賛を含め事業を推進できるものとする。

(幹事会)

第 4 条

幹事会は名簿 2 のとおり構成し、実行委員会の実務を行う。

(事務局)

第 5 条

事務局は国土交通省天竜川上流河川事務所内に置く。

(その他)

第 6 条

実行委員会の規約の改正、その他運営に関して必要な事項は実行委員会において定める。

付則

この規約は平成 22 年 10 月 25 日から施行する。

実行委員会 名簿

◎信州大学名誉教授 北澤 秋司 (委員長)

林野庁 南信森林管理署長

林野庁 伊那谷総合治山事業所長

気象庁 長野地方気象台長

国土交通省 天竜川上流河川事務所長

国土交通省 三峰川総合開発工事事務所長

国土交通省 飯田国道事務所長

国土交通省 天竜川ダム統合管理事務所長

長野県 上伊那地方事務所長

長野県 下伊那地方事務所長

長野県 伊那建設事務所長

長野県 飯田建設事務所長

長野県 下伊那南部建設事務所長

飯田市長

伊那市長

駒ヶ根市長

上伊那広域連合長 (※1)

南信州広域連合長 (※2)

下伊那郡町村会長

下伊那土木振興会長

※1 上伊那広域連合

伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村

※2 南信州広域連合

飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、
壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村



声 明

「伊那谷の地域防災力の向上は、自ら、地域から、そして行政との連携で」

三六災害50年実行委員会では、災害の実態を再認識すると共に、教訓として後世に継承し、水害・土砂災害に備えた地域づくりを目指すため、関係機関が情報を共有し、積極的に啓発活動を実施してきました。

これら成果が、それぞれの地域で継承され、防災力の向上に役立てられるよう、地域防災に係わる様々な主体に対し、以下の取り組みを推進されるよう呼びかけるとします。

1. 記録資料や取り組み実績を活用し将来に引き継ぐ

災害を語り継ぐ一助とするため、記録資料を地図情報化するなど、地域で幅広く活用されるための情報提供に努めましょう。

2. 避難行動に結びつく防災学習を継続する

小中学校や自治会単位などで、自発的な防災学習の取り組みが芽生え、継続・定着化されるよう、取り組みを実施・支援しましょう。

3. 地域防災コミュニティーの強化を目指した防災学習を発展させる

災害伝承と地域の歴史や文化との結合によって、地域防災の取り組みの輪が広がるよう、地域での交流・連携に重きを置いた防災学習の取り組みを発展させましょう。

平成 23 年 12 月 14 日
三六災害50年実行委員会